

岐阜県多文化共生推進会議設置要綱

(設置)

第1条 岐阜県における多文化共生を推進するため、各分野の有識者等に対し、それぞれの立場から意見聴取することを目的とする岐阜県多文化共生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(聴取事項)

第2条 推進会議においては、多文化共生の推進に関し、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 県内在住外国人の現状・課題に関すること
- (2) 県の多文化共生施策の立案と実施に関すること
- (3) その他、必要と認められる事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる委員で組織する。

- 2 推進会議に座長を置き、委員のうちから互選する。
- 3 座長は、推進会議の進行を行う。
- 4 座長は、座長代理を指名することができる。
- 5 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときはその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、5年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(推進会議の招集)

第5条 推進会議は、岐阜県清流の国推進部外国人活躍・共生社会推進課長（以下「外国人活躍・共生社会推進課長」という。）が招集する。

- 2 外国人活躍・共生社会推進課長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、岐阜県清流の国推進部外国人活躍・共生社会推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、外国人活躍・共生社会推進課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。